

自己判定方式による罹災証明書の交付について

自己判定方式とは

被害が軽微な場合に、

- ①被災者(申請者)ご自身が撮影した写真等から被災した建物の被害状況が確認可能
- ②被害の程度が『準半壊に至らない(一部損壊)』(家屋全体の損害割合が10%未満)であることが確認可能
- ③その判定結果に同意いただける

以上の場合、自己判定方式により罹災証明書を交付することができます。

通常の家屋被害認定調査を省略するため、比較的早く罹災証明書の交付が可能となります。現地調査の必要が生じた際には、調査をお願いすることがあります。

≪準半壊に至らない(一部損壊)の一例≫

床下浸水、瓦など屋根の一部が破損、庇(ひさし)の破損、外壁の一部にひび割れ、建具の一部で窓ガラスが破壊

申請方法

・罹災証明書交付申請書「自己判定方式」欄の「 私は、「自己判定方式」により被害の程度を審査することを希望します。また、自己判定方式による被害の程度の判定は、「準半壊に至らない(一部損壊)」(損害割合が10%未満)に限られることについて同意します。」にレ点を付してください。

必要書類

- ①罹災証明書交付申請書
(本人または同居親族以外の方が申請する場合は委任状の記入が必要)
- ②被害状況が確認できる写真等
ア. 建物の全景(周囲4面) イ. 表札 ウ. 被害箇所全ての写真

◆家の外の写真の撮り方のポイント

- ・カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮る
- ・浸水した場合は浸水の深さも分かるように撮る
- ・表札も撮る



◆家の中の写真の撮り方のポイント

- ・被災した部屋ごとの全景を撮る
- ・被害箇所の「寄り」にて撮る



③本人確認書類(運転免許証、保険証等)※郵送される場合は写し

④建物図面(平面図) ※可能な場合のみ、被害箇所を記入してご提出ください。

一部損壊の代表例



瓦の一部のずれ、破損



開口隅角部周りのわずかなひび割れ



目地部のわずかなずれ

その他

- ・大雨で床下浸水した
- ・台風で雨どいが破損した
- ・台風で屋根瓦が数枚破損した